



# 長野県報

9月16日(火)  
平成26年  
(2014年)  
第2607号

## 目 次

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課) .....	2
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付の通報(園芸畜産課) .....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課) .....	6
公共測量の実施(建設政策課) .....	7
公共測量の終了(建設政策課) .....	7

### 公 告

一般競争入札(建築住宅課公営住宅室) .....	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課) .....	8



## 長野県告示第490号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成26年9月16日

長野県知事 阿部 守一

### 1 起業者の名称

佐久市

### 2 事業の種類

(仮称) 佐久市佐久平浅間児童館建設事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

長野県佐久市長土呂字相ノ田地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

(仮称) 佐久市佐久平浅間児童館建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である佐久市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

##### ア 本件事業の施行により得られる利益

佐久市では、「第1次佐久市総合計画」に基づき、小学校通学区ごとの児童館整備を順次進め、平成21年4月をもって全ての小学校通学区への児童館整備を終えている。

本件事業の起業地である市北部の浅間地区は、上信越自動車道の整備や北陸新幹線佐久平駅の開業による急激な市街化によって人口増加が著しく、同地区内の岩村田小学校は、平成25年度の学校基本調査によると、児童数が1,071人（36学級）の過大規模校となっている。

現在、佐久市では岩村田小学校の過大規模校解消のため、平成27年4月の開校予定で、分離新設による佐久平浅間小学校（仮称）（以下「新小学校」という。）の整備を進めている。

本件事業は、「第1次佐久市総合計画」で定めた児童館整備方針に基づき、新小学校の通学区内に、新たな児童館を、新小学校の開校に併せ整備するものである。

本件事業の施行により、新小学校の通学区内の児童が放課後や休日に安全安心に過ごせる施設が確保でき、児童館の各種事業を通じた児童の健全育成が図られるとともに、働きながら子育てをする保護者の就労支援及び児童館を活用した子育てサロンや相談事業の開催による未就学児童の保護者の子育て支援に資することが期待される。

##### イ 本件事業の施行による影響

起業地の周辺は住宅地であるが、敷地高を低くおさえ隣接地への騒音の流出を防ぐほか、屋根の高い遊戯室を住宅から離れた東側に配置し日照に配慮するため、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

なお、本起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地として周知されているが、佐久市教育委員会による試掘調査の結果、遺構・遺物は確認されていない。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、児童の登下館時の安全確保等、社会的、技術的、経済的観点から選定された2つの候補地について総合的に検討した結果、本件事業の起業地が適切であると認められる。

##### エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

##### ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、本件事業は、平成27年4月開校の予定で整備が進められている新小学校の通学区内の児童を対象とする児童館の整備であり、児童が放課後や休日に安全安心に過ごせる施設の確保のため、児童館を新小学校の開校に併せ開館する必要がある。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要と認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

##### ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

佐久市役所福祉部子育て支援課

地域振興課

## 長野県告示第491号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報がありました。

平成26年9月16日

長野県知事 阿部守一

定期種畜検査に基づく交付

種畜証明書番号	家畜の種類	品種	名前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第11044745612号	牛	黒毛和種 10447 4561 2	森鶴長 (全和黒 13187)	飯田市 北沢 忍	2級	平成26年4月23日 ～ 平成27年4月22日	全国一円
第11029732262号	牛	黒毛和種 10297 3226 2	穂里福 (全和黒 12869)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年5月13日 ～ 平成27年5月12日	全国一円
第11029732279号	牛	黒毛和種 10297 3227 9	悟空286 (全和黒 13004)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年5月13日 ～ 平成27年5月12日	全国一円
第11044683884号	牛	黒毛和種 10446 8388 4	穂里平茂 (全和黒 13788)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年5月13日 ～ 平成27年5月12日	全国一円
第11028894237号	牛	黒毛和種 10288 9423 7	栄寿 (全和黒原 4522)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年5月13日 ～ 平成27年5月12日	全国一円
第11381010015号	牛	黒毛和種 13810 1001 5	紀之国 (全和黒原 5750)	松本市 美ヶ原牧場畜産農業協同組合	2級	平成26年5月13日 ～ 平成27年5月12日	全国一円
第11200390014号	牛	黒毛和種 12003 9001 4	天竜丸 (全和黒 13864)	諏訪市 霧ヶ峰種畜牧場 土屋平二	2級	平成26年5月13日 ～ 平成27年5月12日	全国一円
第11394513138号	牛	黒毛和種 13945 1313 8	雪桜36 (全和13子受卵遠黒1)	諏訪市 霧ヶ峰種畜牧場 土屋平二	2級	平成26年5月13日 ～ 平成27年5月12日	全国一円
第11381017731号	牛	黒毛和種 13810 1773 1	美勝栄 (全和黒 14908)	下高井郡山ノ内町 山本 正幸	1級	平成26年5月20日 ～ 平成27年5月19日	全国一円
第11029384737号	牛	黒毛和種 10293 8473 7	藏之安福 (全和黒 13774)	上高井郡高山村 農事組合法人 山田牧場組合	2級	平成26年5月20日 ～ 平成27年5月19日	全国一円
第11029733993号	牛	黒毛和種 10297 3399 3	神勝利 (全和黒 14049)	長野市 今井 祐治	2級	平成26年5月20日 ～ 平成27年5月19日	全国一円
第11029013194号	牛	黒毛和種 10290 1319 4	藏平茂 (全和黒 14050)	須坂市 菅平牧場畜産農業協同組合	2級	平成26年5月21日 ～ 平成27年5月20日	全国一円
第11238721705号	牛	黒毛和種 12387 2170 5	藏乃勝福 (全和黒 14363)	須坂市 菅平牧場畜産農業協同組合	2級	平成26年5月21日 ～ 平成27年5月20日	全国一円
第11200261253号	牛	黒毛和種 12002 6125 3	奥幸照 (全和黒 13996)	佐久市 望月町酪農協議会	2級	平成26年5月21日 ～ 平成27年5月20日	全国一円
第11029535566号	牛	黒毛和種 10295 3556 6	天地 (全和黒 14587)	木曽郡木曽町 木曽農業協同組合	2級	平成26年5月28日 ～ 平成27年5月27日	全国一円
第21320010001号	馬	木曽馬種	秀峰 (日馬繫 91S00028)	木曽郡木曽町 木曽馬トレッキングセンター	2級	平成26年5月28日 ～ 平成27年5月27日	全国一円

第 21220010001 号	馬	木曾馬種	豊桜 (日馬繫 91S00019)	木曾郡木曽町 木曽町	2級	平成26年5月28日 ～ 平成27年5月27日	全国一円
第 21220010002 号	馬	木曾馬種	鈴風 (日馬繫 91S00021)	木曾郡木曽町 木曽町	2級	平成26年5月28日 ～ 平成27年5月27日	全国一円
第 21220010003 号	馬	木曾馬種	翠寿 (日馬繫 91S00024)	木曾郡木曽町 木曽馬保存会	2級	平成26年5月28日 ～ 平成27年5月27日	全国一円
第 31320020002 号	豚	デュロック種	ゼンノーテー ヒガシ 11 1 04555 (日豚D子 DD03-A000343)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成26年8月5日 ～ 平成27年8月4日	全国一円
第 31420060001 号	豚	デュロック種	ゼンノーテー ヒガシ 13 4 02277 (日豚D子 DD03-A000813)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成26年8月5日 ～ 平成27年8月4日	全国一円
第 31420060002 号	豚	デュロック種	ゼンノーテー ヒガシ 13 4 03327 (日豚D子 DD03-A000814)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成26年8月5日 ～ 平成27年8月4日	全国一円
第 31420060003 号	豚	デュロック種	ゼンノーテー ヒガシ 13 5 03334 (日豚D子 DD03-A000815)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	平成26年8月5日 ～ 平成27年8月4日	全国一円
第 31320040001 号	豚	ラントレース種	シンショウ エル ナガノチシ 6 0094 (日豚L種 LL20-A000004)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31320040002 号	豚	大ヨークシャー種	ナガロヨーク テイツ ナガノチシ 1 0084 (日豚W種 WW20-A000002)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31220020010 号	豚	デュロック種	ユメサカラ サカラ203 ナガノ 22-662 (日豚D種 43231)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31220020011 号	豚	デュロック種	サカラ ユメサカラ ナガノ 22-724 (日豚D種 DD20-Y500696)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31220020015 号	豚	デュロック種	テイツ サカラ ナガノ 23-190 (日豚D種 DD20-Y500702)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31220020016 号	豚	デュロック種	テイツ サカラ ナガノ 23-194 (日豚D種 DD20-Y500703)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31220020017 号	豚	デュロック種	ユメサカラ サカラ203 ナガノ 23-198 (日豚D種 DD20-Y500704)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31320040003 号	豚	デュロック種	ユメサカラ サカラ ナガノ 23-456 (日豚D種 DD20-Y500707)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31320040004 号	豚	デュロック種	ユメサカラ サカラ ナガノ 23-460 (日豚D種 DD20-Y500708)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31320040005 号	豚	デュロック種	ユメサカラ サカラ ナガノチシ 7 0060 (日豚D種 DD20-A000003)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31320040006 号	豚	デュロック種	ユメサカラ サカラ ナガノチシ 8 0340 (日豚D種 DD20-A000004)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円
第 31320040007 号	豚	デュロック種	ユメサカラ サカラ ナガノチシ 8 0342 (日豚D種 DD20-A000005)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ～ 平成27年8月3日	全国一円

第 31220020023 号	豚	バーキャー種	ソースピーター ナマナガノ 22-712 (日豚B種 14575)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31220020027 号	豚	ヨーキャー種	サクラフジ グレースパンク ナガノ 22-642 (日豚Y種 41388)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31220020028 号	豚	ヨーキャー種	グレースパンク サクラフジ ナガノ 23-48 (日豚Y種 YY20-Y500033)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31320040009 号	豚	ヨーキャー種	サクラフジ セストリアン レディー 12-1565 (日豚Y種 YY07-Y500062)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31220020029 号	豚	ハンプシャー種	ヘビーシー ナガチク 22-520 (日豚H種 55326)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070001 号	豚	ラントレース種	ロスハウク シンショウ ナガノチク 5 0328 (日豚L子 LL20-A000006)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070002 号	豚	ラントレース種	ロスハウク シンショウ ナガノチク 5 0332 (日豚L子 LL20-A000007)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070003 号	豚	大ヨーキャー種	ナガラヨーク ナガチク ナガノチク 7 0276 (日豚W子 WW20-A000004)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070004 号	豚	大ヨーキャー種	ナガラヨーク ナガチク ナガノチク 7 0278 (日豚W子 WW20-A000005)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070005 号	豚	デュロック種	サクラ エサカラ ナガノチク 2 0596 (日豚D種 DD20-A000006)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070006 号	豚	デュロック種	エサカラ サクラ ナガノチク 1 0106 (日豚D種 DD20-A000007)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070007 号	豚	デュロック種	エサカラ サクラ ナガノチク 1 0122 (日豚D種 DD20-A000008)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070008 号	豚	デュロック種	エサカラ サクラ ナガノチク 1 0130 (日豚D種 DD20-A000009)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070009 号	豚	バーキャー種	デスマーレード シムコ ナガノチク 4 0372 (日豚B種 BB20-A000016)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070010 号	豚	バーキャー種	ヒツジ ソース ナガノチク 1 0044 (日豚B種 BB20-A000025)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円
第 31420070011 号	豚	ヨーキャー種	グレースパンク ハンター ナガノチク 8 0284 (日豚Y子 YY20-A000003)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年8月4日 ~ 平成27年8月3日	全国一円

園芸畜産課

**長野県告示第492号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月16日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市美麻字大山21502の1

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第494号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月16日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄3123の8、3123の98から3123の100まで、3123の330(次の図に示す部分に限る。)、社字内山7963の248

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄3123の330(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄3123の8、3123の98、3123の100

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第493号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月16日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市美麻字萱場入4898、4899、字カヤバ4900、字宮向4901の1、4901のイ、4902から4904まで、字向山4910、28690、28692、28694、28695の1、字堀切12201の1、12201の2、12205の1、12207の4、12208の1、12208の3、字あたこ山17842のロの1、17842のロの2、字芳原口17877のイの1、字由原17877のロ、字屋敷添26326の9、字棚畠26327の1、字本村28693、字向イ山28695のイ、字小林28696、28700

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

**長野県告示第495号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月16日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡南木曽町読書597の1、598の1、598の3、1589、1591の14、1591の22、1591の64、1591の92、3450の1、3452の3、3452の6、3452の10、3491の4、3491の6、3491の13、3491の19

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年9月16日

長野県北信地方事務所長 田 中 功

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

県営住宅松川団地、県町団地及び北町団地の消防用設備点検及び消火器交換業務

## (2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備の点検及び消火器の交換

## (3) 履行期間

平成26年10月1日から平成27年3月15日まで

## (4) 履行場所

中野市大字吉田1360-1

県営住宅松川団地

飯山市静間228-4

県営住宅県町団地

飯山市飯山2555-1

県営住宅北町団地

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有している者であること。

(5) 長野県内に本店を有する者であること。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

中野市大字壁田955

長野県北信地方事務所 建築課

## 長野県告示第496号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年9月16日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 作業種類

公共測量（街区基準点復旧測量）

## 2 作業期間

平成26年8月11日から平成26年11月10日まで

## 3 作業地域

長野市

建設政策課

## 長野県告示第497号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線建設局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年9月16日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

平成25年12月9日から平成26年8月29日まで

## 3 作業地域

長野市、中野市、飯山市

建設政策課